

議案第143号

川崎市職員の給与の特例に関する条例の制定について

川崎市職員の給与の特例に関する条例を次のとおり制定する。

平成25年9月10日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市職員の給与の特例に関する条例

(川崎市特別職員給与条例の特例)

第1条 平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、川崎市特別職員給与条例（昭和23年川崎市条例第71号。以下「特別職員給与条例」という。）第4条各号に規定する市長及び副市長の給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に100分の13を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

2 特例期間においては、特別職員給与条例第5条に規定する市長及び副市長の地域手当の支給に当たっては、地域手当の月額から、地域手当の月額に100分の13を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の特例)

第2条 特例期間においては、川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例（平成3年川崎市条例第13号。以下「常勤監査委員給与条例」という。）

第3条に規定する常勤の監査委員の給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

2 特例期間においては、常勤監査委員給与条例第4条に規定する常勤の監査

委員の地域手当の支給に当たっては、地域手当の月額から、地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の特例)

第3条 特例期間においては、川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成21年川崎市条例第66号。以下「上下水道事業管理者給与条例」という。）第3条に規定する上下水道事業管理者の給料月額の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

2 特例期間においては、上下水道事業管理者給与条例第4条に規定する上下水道事業管理者の地域手当の支給に当たっては、地域手当の月額から、地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の特例)

第4条 特例期間においては、川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成16年川崎市条例第59号。以下「病院事業管理者給与条例」という。）第3条に規定する病院事業管理者の給料月額の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

2 特例期間においては、病院事業管理者給与条例第4条に規定する病院事業管理者の地域手当の支給に当たっては、地域手当の月額から、地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(川崎市公営企業管理者の給与等に関する条例の特例)

第5条 特例期間においては、川崎市公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和41年川崎市条例第44号）第1条に規定する管理者に対する給与の支給に当たっては、同条例第2条及び第3条中「給与条例に」とあるのは、「給与条例及び川崎市職員の給与の特例に関する条例（平成25年川崎市条例第

号) 第6条の規定に」とする。

(川崎市職員の給与に関する条例の特例)

第6条 特例期間においては、川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。）第3条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号並びに川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年川崎市条例第57号）第2条第2項、第3条及び第4条の規定により任期を定めて採用された職員を除く。以下同じ。）に対する給料月額（川崎市職員の給与に関する条例及び川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成18年川崎市条例第71号）附則第10項から第12項まで及び第14項の規定による給料を含む。以下この条において同じ。）の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

給料表	職務の級	割合
行政職給料表(1)	2級以下	100分の3.77
	3級から5級まで	100分の6.77
	6级以上	100分の9.77
行政職給料表(2)	2級以下	100分の3.77
	3级以上	100分の6.77
医療職給料表(1)	1級	100分の3.77
	2級	100分の6.77
	3级以上	100分の9.77

医療職給料表(2)	2級以下	100分の3.77
	3級から5級まで	100分の6.77
	6级以上	100分の9.77
大学教育職給料表	1級	100分の3.77
	2級及び3級	100分の6.77
	4級	100分の9.77
高等学校教育職給料表	3級以下	100分の3.77
	4級	100分の6.77
	5級	100分の9.77
消防職給料表	2級以下	100分の3.77
	3級から5級まで	100分の6.77
	6级以上	100分の9.77

2 特例期間においては、給与条例に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額

(2) 給与条例第19条第1項から第4項までの規定により支給される給与
当該職員に適用される次のアからウまでに掲げる規定の区分に応じ当該アからウまでに定める額

ア 給与条例第19条第1項及び第2項 前項に定める額に、100分の80を乗じて得た額

イ 給与条例第19条第3項 前項に定める額に、同条第3項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ウ 給与条例第19条第4項 前項に定める額に、同条第4項の規定によ

り当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

- 3 特例期間においては、給与条例第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給与条例第12条の規定にかかわらず、給与条例第8条後段の規定により読み替えられた給与条例第12条の規定により算出した給与額から、給料月額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

(川崎市教育長の給与等に関する条例の特例)

第7条 特例期間においては、川崎市教育長の給与等に関する条例（昭和28年川崎市条例第4号）第1条に規定する教育長に対する給与の支給に当たっては、同条例第2条中「同条例」とあるのは「同条例及び川崎市職員の給与の特例に関する条例（平成25年川崎市条例第 号）第6条の規定」と、同条例第3条中「川崎市職員の給与に関する条例」とあるのは「川崎市職員の給与に関する条例及び川崎市職員の給与の特例に関する条例（平成25年川崎市条例第 号）第6条の規定」とする。

(川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の特例)

第8条 特例期間においては、川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年川崎市条例第2号）第4条の規定の適用については、同条中「給料」とあるのは、「給料（給料の額から川崎市職員の給与の特例に関する条例（平成25年川崎市条例第 号）第6条第1項及び第2項の規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。）」とする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の特例)

第9条 特例期間においては、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員

の処遇等に関する条例（昭和63年川崎市条例第1号）第4条第1項の規定の適用については、同項中「給料」とあるのは、「給料（給料の額から川崎市職員の給与の特例に関する条例（平成25年川崎市条例第 号）第6条第1項及び第2項の規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。）」とする。

（川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の特例）

第10条 特例期間においては、川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和34年川崎市条例第30号）第12条の2第3項（同条例第12条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条例第12条の2第3項中「同条後段の規定により読み替えられた給与条例第12条」とあるのは、「川崎市職員の給与の特例に関する条例（平成25年川崎市条例第 号）第6条第3項」とする。

（川崎市職員の育児休業等に関する条例の特例）

第11条 特例期間においては、川崎市職員の育児休業等に関する条例（平成4年川崎市条例第2号）第24条の規定の適用については、同条中「給与額」とあるのは、「給与額から川崎市職員の給与の特例に関する条例（平成25年川崎市条例第 号）第6条第3項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額」とする。

（端数計算）

第12条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（規則への委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

(管理又は監督の地位にある職員等の管理職手当の特例に関する条例の廃止)

3 管理又は監督の地位にある職員等の管理職手当の特例に関する条例（平成14年川崎市条例第55号）は、廃止する。

参考資料

制 定 要 旨

職員の給与について、平成25年10月1日から平成26年3月31日まで
の間減額して支給する特例措置を講ずるため、この条例を制定するものである。